

「秋の農業用水路転落事故防止強化期間」の概要について

農業用水路事故を防止するため、「農業用水路安全対策ガイドライン」に基づくソフト対策の一環として、令和2年度より「農業用水路転落事故防止強化期間」を設け、広報・啓発活動を強化。

1 時期 年3回

秋 令和5年8月18日（金）～9月20日（水）

（稲刈り前の草刈りなどで、農業用水路に近づく機会が多い時期）

春 令和5年4月20日（木）～5月20日（土）

（春の陽気に誘われ外出が増えるとともに農作業が始まる時期）

冬 令和5年12月1日（金）～12月31日（日）

（降雪期に入り、農業用水路付近での除雪作業により危険性が増す時期）



一斉点検による危険箇所の確認

2 秋の強化期間の概要

（1）農業用水路危険箇所点検

- 強化期間初日（8月18日）に、土地改良区は、安全対策推進員、行政（県・市町村）、地域住民及び警察官と連携し、地域の農業用水路の危険箇所の点検等を実施

新川農林振興センター管内：意識啓発チラシの配布

富山農林振興センター管内：富山市大沢野地内

高岡農林振興センター管内：氷見市島尾地内

砺波農林振興センター管内：南砺市法林寺地内

- 点検時において、注意喚起看板の付替え、簡易な応急対策（トラロープやチェーン等）などを実施

（2）注意喚起チラシ等の配布など

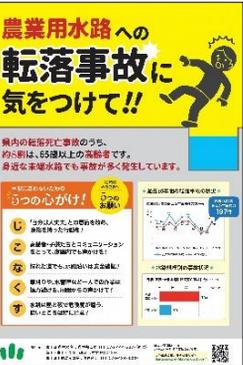
- 「強化期間」を周知するのぼり旗を掲示
- 強化期間ポスターの掲示
- 安全啓発チラシ及びグッズの継続的配布

（3）メディア等を活用した広報・啓発

- 富山県ホームページ、ツイッターによる注意喚起
- 富山県民会館、県施設におけるCMの放映

（4）関係機関等との連携

- 「安全安心」・「高齢者」・「子ども」の観点から、県の関係部局への情報共有及び関係団体への周知
- その他、県・市町村・土地改良区や工事現場等の事務所でのポスター看板等の掲示 など



一般向け啓発チラシ

「強化期間」用のぼり旗



秋の事故防止強化期間のポスター



のぼり旗



職員の缶バッジ着用



パトロール車ステッカー



ホームページによる注意喚起

【お問い合わせ先】 富山県農林水産部農村整備課 (076-444-3375)
 新川農林振興センター指導課 (0765-22-9138)
 富山農林振興センター指導課 (076-444-4468)

高岡農林振興センター指導課 (0766-26-8443)
 砺波農林振興センター指導課 (0763-32-8125)